

所得変動に伴う住民税の還付について

平成十九年より、国から地方へ「税源移譲」が行われ、所得税と住民税の税率が大きく変わっています。

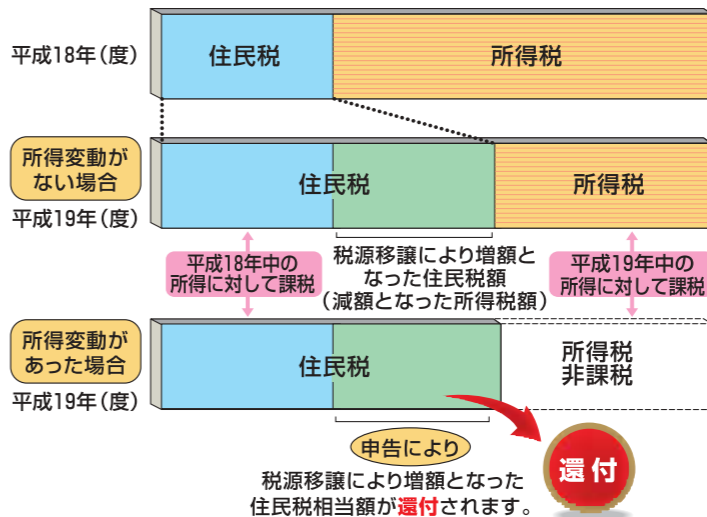
これに伴い、平成十九年の所得が減少し、所得税が課税されなくなった方を対象に、税源移譲により増額となった分の住民税相当額を還付する措置が設けられています。

所得変動に伴う住民税の還付

税源移譲により、ほとんどの方の所得税が減り、その分住民税が増えています。両方を合計した税負担額は基本的には変わりません。

しかし、退職などにより、平成十九年の所得が減って、所得税が課税されなくなった方は、税源移譲で所得税が軽減された効果は受けず、住民税だけが増額となる場合があります。

このような場合、市町村への申告により、すでに納付済みの平成十九年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった分の住民税相当額を還付する措置が設けられています。



申告が必要!

住民税の還付を受ける方法

所得変動に伴う住民税の還付を受けるためには、平成二十年七月月中に市町村への申告が必要です。

所得変動のモデルケース ●夫婦 給与収入500万円の場合●

	平成18年(度)	平成19年(度)	平成19年の収入が減少した場合
所得税	220,000	122,500	0
住民税	130,000	227,500	227,500
合計	350,000	350,000	97,500

還付されます!

	平成19年(度) 収入なし		差額
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0	0	0
住民税	130,000	227,500	97,500
合計	130,000	227,500	97,500

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

申告方法

平成十九年一月一日現在、お住まいの市町村に「市町村民税・道府県民税減額申告書」を提出してください。

申告期間

平成二十年七月一日(火)から七月三十一日(木)まで

※申告書の入手や記入方法など、手続きの詳細については、市町村の税務担当窓口へお問い合わせください。

香港—沖縄定期直行便に期待

県では、沖縄県産業振興公社の海外事務所を通じ、観光誘客や県産品の販路拡大などを支援しています。香港からの観光客数が、昨年、前年比八倍となる約一万人を突破し、五年前に定期直行便が復活します。

念願の定期直行便就航

四月三日、香港エクスプレス航空の定期直行便が就航します。以前あった定期便は福岡と香港の経由地として那覇空港を利用していましたが、今回は沖縄が主役の定期便です。県では、香港事務所を拠点に誘客活動を展開し、香港特別行政区政府にも働きかけを行ってきました。そして、昨年十月、経済団体や観光関係機関の支援も得て、政府間協議で定期便就航の環境が整いました。昨年来続いた往復二〇便を越すチャーター便が大きくな後押しとなりました。チャーター便は双方向に乗客を運ぶことが大切です。香港発ツアーのみならず先駆的な県内旅行社による沖縄発ツアー継続が決め手となりました。



沖縄に就航する香港エクスプレス航空 (B737-800型機)

定期直行便就航による可能性

①観光誘客—訪日旅行が人気、年間約四十三万人

香港からは観光ビザなしで、団体旅行以外にも個人旅行が認められており、レンタカーを利用し、自

由に観光ができるので、消費の拡大にも繋がります。教育水準も高くPISA(国際的な学習到達度調査)全分野三位以内で、英語を理解する方も多く、沖縄での受け入れについてもハードルは高くはないでしょう。

②県産品販路拡大—自由貿易制度、日本食品が人気!

一部を除き関税はかかりません。昨年は米国を抜き日本の農林水産物輸出先第一位。観光地として人気の高い地域の特産品はよく売れており、県産品の販路拡大にも期待が持てます。

海外事務所の役割

海外事務所は、観光誘客や県産品販路拡大、学生交流などをサポートしています。定期便を戦略的に

活用するには、観光誘客はもとより、生鮮食品の輸出、人的交流の推進などの取り組みを一層強化しなければなりません。香港事務所では、本来の多面的機能を存分に発揮し定期直行便を支援していきます。



ビクトリアハーバーから望む香港島

香港エクスプレス航空 運航スケジュール(予定)

- ◆4月3日より毎週木・日(週2便運航)
- U0602→香港発12:25 沖縄着16:00
- U0603→沖縄発17:00 香港着18:25
- ※4月28日より月・木・金・日の週4便に増便予定

